

件名：

シカゴ市による一部ビジネスの夜間営業等を禁止する命令の発表

ポイント：

22日、シカゴ市は新型コロナウイルス感染拡大の第二波に関する措置として、「必要不可欠な仕事」以外の事業者に関し、10月23日午前6時から、少なくとも2週間に亘り、毎日午後10時から翌朝6時までの時間帯においてサービス提供を禁止する命令を発表しました。詳細は以下の本文と関連リンクをご参照ください。

本文：

10月22日、シカゴ市は新型コロナウイルス感染拡大の第二波に関する措置として、「必要不可欠な仕事」以外の事業者に関しサービス提供を禁止する命令（business curfew）を下記のとおり発表しました。

1 有効日：2020年10月23日（金）午前6時から

2 期間：最低2週間

※今回の命令は、更なる発表があるまで有効。

3 business curfewの内容

- ・「必要不可欠な事業」に該当しない全ての事業者に対して、午後10時から翌朝6時までの時間帯におけるサービス提供の禁止
- ・フードライセンス（Retail Food Establishment Licence）を取得していないバー、居酒屋、醸造所については、時間帯にかかわらず、屋内でのサービス提供の禁止
- ・レストランは、屋内外における食事やアルコールの提供を午後10時に終了（テイクアウトやデリバリーのために営業を継続することは可能）
- ・施設内での消費のためにアルコールを提供する全ての施設は、午後9時にアルコールの提供を終了し、午後10時に施設を閉鎖すること
- ・公衆による6人以上の集まりの禁止
- ・全ての集まりを午後10時までに終了すること
- ・その他の規制については、既存の制限が適用される（一つの部屋またはスペース内では、引き続き定員の40%または50人のうち、いずれか少ない方の人数を上限とする）

4 罰則：シカゴ市は、同規制に違反があった場合、事業者に対して最大1万ドルの罰金を科す。さらに重大な違反があった場合は、事業の閉鎖を強制する。

○本件に関するシカゴ市の発表とガイドライン

https://www.chicago.gov/city/en/depts/bacp/provdrs/business_support_tools/news/2020/october/covidrestrictionresponse.html

<https://www.chicago.gov/city/en/sites/covid-19/home/reopening-business-portal.html>

○シカゴ市が定める必要不可欠な仕事に関しては下記のリンクをご参照ください。

<https://www.cisa.gov/publication/guidance-essential-critical-infrastructure-workforce>

○9月29日付領事メール（シカゴ市の復興計画第4段階：ガイドラインの一部変更）

<https://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/100097924.pdf>

在留邦人の皆様におかれては、良き市民として引き続き外出時におけるマスクの着用、社会的距離の維持等に努め、関連情報の収集に努めてください。

当館連絡先

Tel: (312) 280-0400 (24 時間対応) (注)

Fax: (312) 280-9568 Email: ryo.jil@cg.mofa.go.jp

(注) コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前9時15分から午後5時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日、平日午後5時以降、翌日午前9時15分まで（事件、事故、その他緊急の用件）は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。